

令和8年度「生命（いのち）の安全教育」強化月間実施要領

千葉県教育委員会

1 目的

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要がある。また、性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。

子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、「生命（いのち）の安全教育」を通して、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指す。

2 実施対象

千葉市を除く県内全ての公立の幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

3 実施期間

令和8年5月1日（金）から同5月31日（日）まで

4 実施内容

（1）学校安全計画の見直し

ア 学校安全計画の安全教育に、「生命（いのち）の安全教育」を位置付ける。

イ 学校安全計画の組織活動に、教職員を対象とした「生命（いのち）の安全教育」に関する研修を位置付ける。

（2）「生命（いのち）の安全教育」の実施

ア 文部科学省が作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用した指導を実施する。特に、水泳学習を実施する幼稚園、小学校等については、水泳指導前の時期であることを踏まえ、実施期間中に確実に実施する。

イ 実施期間中に指導を実施できない場合には、学校安全計画に基づき、年間を通じて計画的に実施する。

ウ 各教科等において指導を実施する場合は、千葉県教育委員会が作成した「生命（いのち）の安全教育に関連する学習内容等一覧」等を参考にし、各教科等の目標や内容を踏まえた適切な指導を実施するよう留意する。

（3）教職員を対象とした「生命（いのち）の安全教育」に関する研修の実施

ア 文部科学省が作成した「生命（いのち）の安全教育」教員向け動画コンテンツ等を活用した教職員研修を実施する。

イ 実施期間中に研修を実施できない場合には、学校安全計画に基づき、早期に実施するよう努める。